保全事件予納郵券等一覧表(令和元年10月1日~)

■要審尋事件

500, 210, 100, 84, 50, 5を4枚ずつ, 10,1を10枚ずつ 374円×債務者数

■債権仮差押

申立手数料 2000円×請求の個数

1099 円 債務者へ決定正本を送達

1145 円 第三債務者へ決定正本・催告書を送達

519 円 第三債務者から裁判所へ陳述書を送付

84 円 第三債務者から債権者へ陳述書を送付

- 第三債務者の人数分

レターパック 1通 債権者へ決定正本,書証原本等を送付(窓口受領の場合は不要)

当事者目録・請求債権目録・仮差押債権目録 各4枚(第三債務者が1名増える毎に各1枚追加)

■不動産仮差押・処分禁止仮処分

申立手数料 2000円×請求の個数

1099 円 債務者へ決定正本を送達

575 円 法務局へ登記嘱託

529 円 法務局から登記済証と登記事項証明書の送付 (筆数が多い場合には加算(575円))

84 円 滞納処分の差押がある場合に、滞納処分庁に通知

レターパック 1通 債権者へ決定正本,書証原本等を送付(窓口受領の場合は不要)

登録免許税用収入印紙(仮差押は請求債権の4/1000, 仮処分は不動産の評価額の4/1000, ただし, 請求債権額及び評価額の1000円未満の端数は切捨てし, それに1000分の4を乗じた額に100円未満の端数があるときは, これを切り捨てる)

当事者目録・請求債権目録(仮処分は不要) 各3枚, 物件目録5枚, 登記権利者義務者目録2枚

■動産仮差押・不動産占有移転禁止

申立手数料2000円×請求の個数

1099 円 債務者へ決定正本を送達(不動産占有移転禁止で、執行官送達希望の場合は不要)

レターパック 1通 債権者へ決定正本、書証原本等を送付(窓口受領の場合は不要)

当事者目録・請求債権目録(不動産占有移転禁止は不要)・物件目録 各3枚

■自動車仮差押·自動車仮処分(処分禁止)

申立手数料2000円×請求の個数

1099 円 債務者へ決定正本を送達

575 円 運輸支局へ登録嘱託

529 円 運輸支局から登録済証と登録事項等証明書の送付

レターパック 1通 債権者へ決定正本,書証原本等を送付(窓口受領の場合は不要)

当事者目録,請求債権目録4枚(仮処分は不要),自動車目録7枚,権利者義務者目録3枚

■自動車仮処分(引渡断行)

申立手数料200円×請求の個数

1099 円 債務者へ決定正本を送達

レターパック 1通 債権者へ決定正本、書証原本等を送付(窓口受領の場合は不要)

当事者目録4枚. 自動車目録4枚

■取下

郵券 84円×(債務者+第三債務者)

|取下書(当事者目録,物件目録添付)正本,副本×(債務者+第三債務者)

不動産の場合

抹消用の登録免許税用収入印紙(1筆1000円、上限20筆2万円)、登記嘱託書送付用切手 (529円+519円)、記録廃棄済みの場合は、登記事項証明書、資格証明書(法人の場合)、印鑑証 明書、仮差決定正本及び同写し(提出できない場合はその旨の上申書)

物件目録2枚. 登記権利者義務者目録2枚

滞納処分庁がある場合は、84円、当事者目録2枚、物件目録2枚

■担保取消

同意書ありの場合 相手方の抗告権放棄書なし→1089円

相手方の抗告権放棄書あり→84円

提出書類 □申立書□申立人の請書□供託原因消滅証明申請書

記録廃棄済みの場合は、申立人の(口資格証明書口供託書正本及び同写し)

相手方の(□同意書□抗告権放棄書□印鑑証明書)

(債務者が破産手続中→破78の許可書も)

勝訴等 1089円×債務者

提出書類 口判決(仮宣付支払督促は不可)等の正本と写し口確定証明書

権利行使催告申立 1089円× 2 ×債務者

提出書類 民訴79③ 一部勝訴, 敗訴, 取下など。

- □判決等の正本と写し□確定証明書
- □取下証明(訴状添付)
- □本案不提起の旨の上申書(or申立書に記載)

■即時抗告・保全抗告

申立手数料 3000円 ×請求の個数

郵券 3450円 (500×2枚, 210, 100, 84, 50, 20, 10を5枚ずつ, 5, 2, 1を10枚ずつ)

■保全異議・保全取消

申立手数料 500 円

郵券 5000円 (500×7枚、100×7枚、84×5枚、20.10.5.2.1を10枚ずつ)

■起訴命令

申立手数料 不要

郵券 1089 円 相手方(債権者)決定正本を送達

申立人も決定正本必要なら、84円切手を貼った返送用封筒

■解放金供託による執行取消の申立て

申立手数料 不要

郵券 1089 円 相手方(債権者)に取消決定正本を送達

519 円 申立人(債務者)に供託書原本返送+決定正本送付用

債権仮差押の場合は84円を第三債務者の人数分

不動産の場合は抹消用の登録免許税用収入印紙(1筆1000円, 上限20筆2万円), 登記嘱託書送付用切手(529円+519円)

※事案により、追加提出等をお願いする場合があります。